

# 川口市卓球連盟専門部会組織規定

H24.5.2

第1条 本連盟規約第20条に基づき、会務遂行のため次の専門部会を設置する。  
なお、第4条に掲げる事業遂行のため、あらたに設けられた場合、あるいは廃止することとなった場合は、その都度追加又は削除するものとする。

- 1) 事業部会
- 2) 総務部会
- 3) 強化部会
- 4) 普及部会（広報含む）
- 5) HP部会（ホームページ関連）

第2条 各専門部会の業務は次のとおりとする。

- 1) 事業部会
  - ① 事業計画の立案
  - ② 事業計画書の作成
  - ③ 各種大会の組合せ
  - ④ 各種大会の運営及び会場設営
  - ⑤ その他
- 2) 総務部会
  - ① 各種大会に於ける役員の編成（委嘱依頼）
  - ② 各種大会の必要物品の準備と管理（連盟備品、賞状、賞品・・・等）
  - ③ 各種大会の記録保管と提出先への発送（ニッタク、体育協会、市役所等）
  - ④ 総会資料の作成（事務局主導で）
  - ⑤ 大会要綱の作成（事務局主導で）
  - ⑥ 各種大会及び理事会の会場手続き（芝SC、東SC、武道セ・・・等）
  - ⑦ その他 表彰制度・駐車場に関する事項
- 3) 強化部会

＜体育協会の強化計画に沿って、国体及び全国大会出場選手の育成を図る＞

  - ① 指導者、コーチの養成を行う
  - ② 選手強化対策の立案と実施
  - ③ 各種卓球に関する講習会の開催と運営
  - ④ その他 強化に関する事項
- 4) 普及部会
  - ① 卓球教室の立案
  - ② 卓球の普及についての調査研究、資料の収集
  - ③ 広報の企画運営に関すること（体育協会発刊 スポーツ川口参照）
  - ④ ラージボールのPRと普及化
  - ⑤ その他 普及及び広報に関する事項
- 5) HP部会
  - ①HP公開に関する全て

第3条 専門部会の構成は、全ての理事が何れかの部会を担当し、他の部会も兼務する。  
尚、理事長は全ての部会を統括するものとする。

- 第4条 専門部会の部会長は、副理事長場合によっては常任理事がこれに当たる。  
副部会長には、常任理事が当たる。
- 第5条 専門部会の任期は、理事任期と同じとする。(2年間)
- 第6条 専門部会は、部会長が必要に応じて召集し開催する。
- 第7条 この規定は、平成24年 5月 2日から段階的に施行する。

## 各 専 門 部 会 担 当 表

	事業部会	総務部会	強化部会	普及部会	HP部会
部会長	庄野 孝	風間 裕司	西村 健次	宮原久志胤	中村 光良
副部会長	鈴木 清	畠山美智子	蓮沼千恵子	祐川 強	(風間 裕司)
部 員	依田 祐司	田端 律子	依田 裕司	伊藤 展康	(岩田 和欣)
	南波 和彦	大河原きよみ	森本 良光	河村 克彦	(菊地 宏中)
	菊地 宏中	殿岡 春江	岩田 和欣	山中 栄	(依田 祐司)
	村上 賀一	山口 由美	鈴木 浩	河野 勝之	(鈴木 浩)
	後藤 幸子	大前 徳恵	馬場 葉子	水谷 恵一	(野島 祐生)
	津守美枝子	高橋 博子	秋草 陽介	高木 典子	(山口 由美)
	浅野多美子	大島ゆかり		前田 久子	(大前 徳恵)
	三村 弘子				
	中村 一夫				
	野島 祐生				
兼務部員	宮原久志胤	鈴木 清	庄野 孝	中村 光良	
	風間 裕司	蓮沼千恵子	畠山美智子	田村 均	
	森本 良光	祐川 強	岩田 和欣	田端 律子	
	菊地 宏中	伊藤 展康	南波 和彦	大河原きよみ	
	鈴木 浩	野島 祐生	村上 賀一	殿岡 春江	
	畠山美智子	馬場 葉子	依田 祐司	山中 栄	
	後藤 幸子	河村 克彦			
	津守美枝子				

- ☆1) 各部会から立案、及び提起された問題点の検討と各部会への提言については  
正副会長理事長会議又は、常任理事会、理事会等で決定し実施する。
- ☆2) ジュニア以下の担当は別途定める。  
鈴木相談役、長谷川、蓮沼、鈴木(浩)、大前、協力者(川口総合高校、KTGク)
- ☆3) レディース大会の担当は畠山部長以下レディース部を中心に別途定める。